

## Ⅱ その他工作物等に係る基準

### 1 琵琶湖岸景観形成重点地区

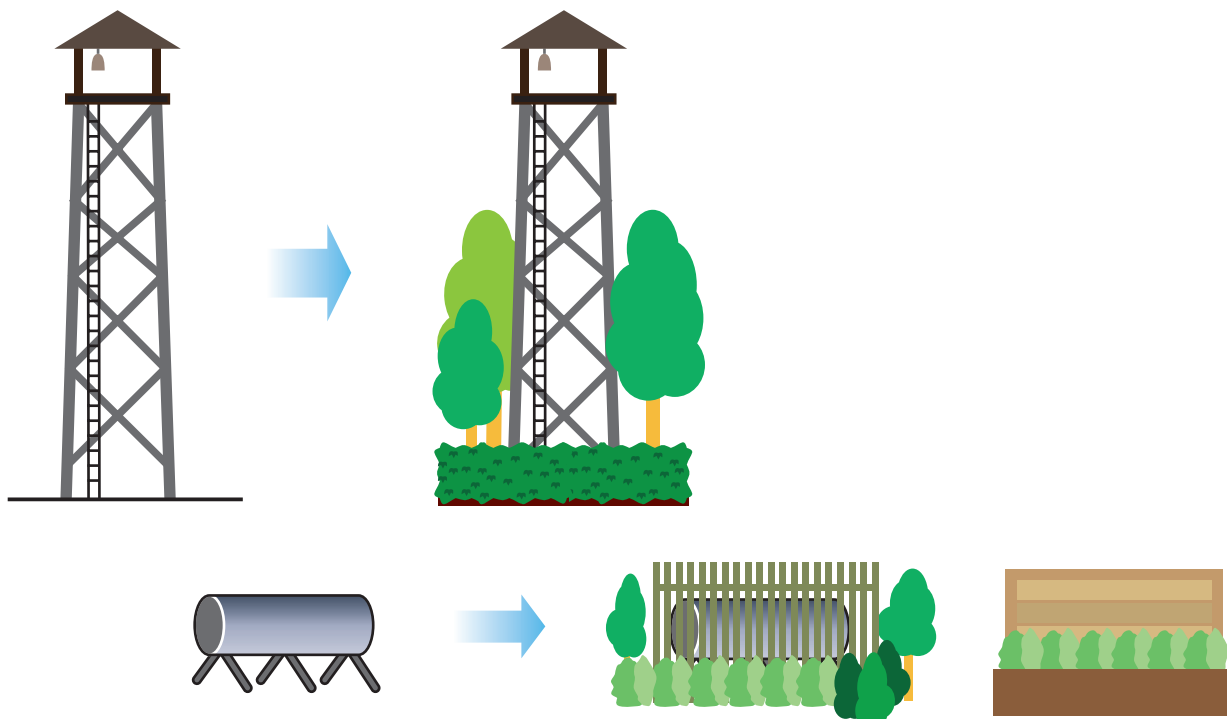
- (1) 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱  
その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに  
類するものおよび高架水槽の新設、増築または改築

#### 景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。
- ③汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- ④敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- ⑤樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ⑥敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。
- ⑦できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。
- ⑧必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。
- ⑨植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
- ⑩工作物の最高部までの高さは、13m以下とすること。なお、公共公益上やむを得ない場合については、以下に掲げる(あ)から(お)までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。
  - (あ) 工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。
  - (い) 中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。
  - (う) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。
  - (え) 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。
  - (お) 中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。

○ 必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図る。

- ・ 工作物の規模や形態が周辺の景観に大きな影響を与える場合は、周囲に常緑種の中高木を配すことにより、その影響を和らげましょう。
- ・ 常緑の樹木で修景することにより、季節を問わず工作物の遮へい効果を生みだすことができます。



○ 中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにする。

- ・ 中景域および遠景（対象物から視点場までの距離がおおむね2.0km～5.0km）から眺望した際に、背景に独立した山がある場合は、工作物の規模はその山の特徴的なシルエットの妨げにならない規模にしましょう。



## (2) 彫刻その他これに類するものの新設、増築または改築

### 景観形成基準

- ①敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②原則として、湖岸道路から2m以上後退すること。
- ③琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10m以内の敷地にあっては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあっては内湖側の敷地境界線から2m以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあっては、この限りでない。
- ④汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること
- ⑤周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。
- ⑥樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地内にある場合は、これらの修景に生かすよう配慮すること。
- ⑦原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講ずること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に措置されるものは、この限りでない。
- ⑧植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺景観との調和が得られる樹種とすること。
- ⑨大規模建築物等に該当する当該工作物については、(1)⑩による。

#### ○ 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図る。

- ・ 彫像等が周辺の景観と調和していない場合は、植栽を配すなどの配慮をしましょう。

